

**令和5年第3回東洋町議会定例会会議録**

**(第 1 号)**

**令和5年9月7日(木)**

**東洋町議会**

余 白

# 令和5年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場  
開 会 令和5年9月7日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(8名) 議長 福島 登 君 副議長 西岡 尚宏 君  
1番 大坪 千倫 君 2番 廣田 齋史 君  
3番 安岡 良仁 君 4番 高島 俊彦 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 長崎 正仁 君  
副町長 伊吹 真貴博 君  
教育長 蛭子 浩久 君  
会計管理者 近藤 真人 君  
総務課長 築地 仲音 君  
税務課長 北川 晃彦 君  
産業建設課長 大坪 靖幸 君  
教育次長 田岡 いずみ 君  
住民課長 生松 克祐 君  
住民課長兼地域包括  
支援センター事務局長 手島 憲作 君  
総務課長補佐 足達 善亮 君  
税務課長補佐 堀川 歩 君  
産業建設課長補佐 生田 憲一 君  
住民課長補佐 田岡 伊織 君  
住民課長補佐 奥村 忍 君  
代表監査委員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 小池 昭平  
事務局書記 手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 1番 大坪 千倫 君 2番 廣田 齋史 君

令和5年第3回東洋町議会定例会議事日程  
(第 1 号)

令和5年9月7日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 認定第1号 令和4年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第4] 認定第2号 令和4年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第3号 令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第4号 令和4年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第5号 令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第6号 令和4年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第7号 令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 認定第8号 令和4年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- [日程第11] 認定第9号 令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第12] 議案第31号 令和5年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第32号 令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第33号 令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第34号 甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の変更について
- [日程第16] 議案第35号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について
- [日程第17] 議案第36号 高知県広域食肉センター事務組合解散に伴う事務承継について
- [日程第18] 同意第4号 東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第19] 報告第4号 令和4年度財政の健全化判断比率等の報告について

議事のでんまつ

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は8名であります。</p> <p>よって、定足数に達しております。</p> <p>これより、令和5年第3回東洋町議会定例会を開会します。</p> <p>(開会時間：9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、決算認定9件、補正予算3件、契約1件、その他2件、人事1件、報告1件の計17件であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>武山裕一君から体調不良のため本日、欠席届が提出されております。</p> <p>まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和5年5月から7月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。</p> <p>また、令和4年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算の審査意見書が提出されております。</p> <p>次に閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。</p>
----	---

町長

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会から令和4年度東洋町教育委員会の自己点検、評価シートが提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。

長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

皆さん、おはようございます。

本日、令和5年東洋町議会第3回定例会を招集いたしましたところ議員各位におかれましては、残暑厳しい折ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部から令和4年度の各会計決算9件、令和5年度の補正予算案3件、契約1件、その他2件、人事1件の計16件の議案の提出と1件の報告をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議のうえ適切なご決定をお願い申し上げます。

提案に先立ちまして若干の行政報告を申し上げます。

まず、冒頭に町民の皆さま方へお詫びを申し上げます。

8月に全町民の皆さまへ、本年度2回目の地域振興券1万円分を配布したところですが、広報誌では70歳以上の方には1万5千円を配布と誤った内容を掲載しておりました。

町民の皆様方からは、たくさんの苦情苦言をいただいております。

ますけれども70歳以上の町民の皆様方には、誤った情報提供で期待をさせてしまい大変申し訳ない気持ちでいっぱいであり  
ます。

心から陳謝をし深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後は、万全を期したチェック体制で町民の皆さま方への正確な情報提供に努めてまいります。

次に、令和4年度の各会計の決算についてご報告をいたします。

まず、一般会計では、収入済額は、33億9733万4千円、支出済額は、32億1345万9千円で歳入歳出差し引き、1億8387万5千円の黒字決算となっており特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算となっております。

次に、一般会計と住宅新築資金特別会計と合わせました普通会計ベースでの歳入歳出決算でございますが、実質収支額は5964万9千円の黒字となっております。

最後に、令和4年度末の基金残高は、10億7744万円です。

次に、新型コロナワクチン接種でございます。令和5年度において2回目となります、新型コロナのワクチン接種を10月から実施をいたします。

今回は、9月20日以降初回接種完了の方で生後6か月以上の方を対象としております。

これまでの3年間、年末年始に新型コロナは流行しておりますのでワクチン接種へのご理解ご協力をお願いいたします。

次に、保育園の移転についてでございます。



本町2つの保育園について、想定南海トラフ地震による津波浸水区域外への移転を計画検討しております。

特に、甲浦保育園については、耐震診断の結果耐震性を有していない建築物であるとの結果から利用者からも早期の対応を求められているところであります。

現在、両園の移転先の適地について検討しておりますが、まずは、甲浦保育園の新築工事に向けて取り組んでおります。

次に、四国8の字ネットワーク道路整備要望活動についてでございます。

四国8の字ネットワークの道路整備について、本町の道路整備区間については事業化決定しているものの高知県東部では、安田～奈半利間が未事業化区間となっております。

本年度も四国8の字ネットワークの道路整備について、高知県と徳島県の関係市町村とともに国土交通省や財務省、県選出国會議員への要望活動を行いつつ早期に事業着手できるよう取り組んでまいります。

次に、サーフィン授業についてでございます。

今年度から管内の小中学校では、授業の一環としてサーフィンを取り入れており、保育園においても小学校就学時にはサーフィンを体験することからリズム体操を取り入れての体感づくりやサーフボードの上に立つなど、サーフィンを身近に感じるように取り組んでおります。

小中学生には、サーフィンだけではなく豊かな海を有する東洋町で暮らしていることから海洋環境や自然保護の授業も併せて行っております。

この取り組みを通じてサーフィンというスポーツが子どもた

ちから保護者へ、そして地域へと広がり本町のサーフィン文化の振興あるいは、郷土への愛着につながればと考えております。

サーフィンの授業にかかわっているサーファーの皆さまには、大変感謝をいたしております。引き続き、ご指導ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、B & G 海洋センター閉鎖の検討についてでございます。

昭和56年に整備をいたしました東洋町B & G 海洋センター体育館と屋外プールですけれども、築年数が42年経過しており老朽化が進行していることから閉鎖に向けて検討しております。

屋外プールにつきましては、老朽化が激しく進んでいることで、今年の夏は使用を禁止しております。

体育館につきましてもこれまで幾度となく屋根部分の雨漏りの修繕を行ってきましたが、改善には至っていないことから、雨天時には使用できない状況であります。

今後、地域スポーツ団体など関係者と協議して閉鎖するか否かを検討してまいります。

次に、八天堂ふるさとクリームパンの販売についてでございます。

国内外で事業展開をするクリームパンを柱としたスイーツパン専門店の八天堂ですけれども、本町の柚子と室戸市の塩を使用したとろける高知くりむパンを開発し、販売に向けた準備をしているとの報告を受けました。

12月ごろから販売を開始する予定で、四国内のスーパーマーケット、コンビニエンスストアのファミリーマートなどで店舗販売する計画とお聞きをしております。

県内の有力な柚子生産地ではなく、本町の柚子を選定していただいたことをうれしく思いますし、これを機に八天堂との商品開発に向けた取り組みへと展開できればと考えております。

次に、夏の期間の観光客入込状況についてでございます。

今年の7月、8月の町内の主要施設の入込状況などについてご報告いたします。

海水浴、キャンプ、ビーチホッピングの観光客は、7月は対前年比で増加をしておりますが、8月は悪天候続きのため対前年比で半数近くにまで減少しております。生見サーフィンビーチにつきましては、前年度の8割程度の観光客数でありました。

海の駅東洋町につきましては、対前年度を上回る客数となっております、3万3183人の実績となっております。

これらのほか、本町の夏の風物詩であります納涼祭が4年ぶりに開催をされ、観光客や帰省客で、久しぶりに賑わった夏でもありました。

次に、DMV奈半利特別運行についてでございます。

8月30日に、阿佐海岸鉄道により、阿波海南文化村から奈半利駅間の1往復ですがDMV特別運行が行われました。

これは、今から101年前の大正11年に計画されておりました高知県と徳島県を結ぶ阿佐線の未整備区間であります甲浦駅、奈半利駅間を史上初めてDMVを使用して結ぶことを目的に企画したものであります。

高知県東部の公共交通機関として、継ぎ目のないシームレスにつながるよう奈半利駅までの定期運行ができることを期待しております。

次に、徳島県総合防災訓練についてでございます。

9月1日の防災の日に合わせまして、南海トラフ地震を想定した徳島県高知県合同の総合防災訓練に参加をいたしました。

本町と海陽町が連携をした防災訓練では、海上自衛隊の掃海艇なおしまが甲浦港へ着岸し、高知県防災ヘリコプターりょうまが東洋町防災ヘリポートへ着陸し、役場職員、室戸市消防署東洋出張所の消防士や本町消防団による救援物資輸送訓練が行われ、また、DMVを活用して海の駅東洋町から海陽町まぜのおかまでの広域避難訓練が行われました。

今年度、被害想定も見直されておりますが、この訓練を機に、生活圏でもあります海陽町との防災連携に向けて取り組みたいと考えております。

次に、集落活動センターと大学の連携についてでございます。

甲浦集落活動センターなぎ主催で、昨年大盛況だったハロウィンイベントですが、今年度は、高知県立大学と連携し、企画準備段階からイベント当日まで学生に参加していただく運びとなりました。

なぎと同大学が連携することにより、新たな発想を取り入れることができ、昨年よりブラッシュアップされたイベント内容となり、地域活性化につながる取り組みを期待しております。

今年は、10月28日土曜日に開催する予定と聞いております。

次に、地区懇談会についてでございます。

10月には、地区懇談会を開催することとしております。

本町からは、私のほか幹部職員で出席させていただきます。

主な内容としましては、各地区からの要望を伺いたいと思っておりますが、各地区の皆様方には当日の準備などで大変お世話にな

りますが、どうぞよろしく願いをいたします。

おわりに、本町では、スマートフォンをお持ちの方々を対象に広報とうようや東洋町議会だよりをはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など音声による放送機能によりご覧いただけるアプリケーション、ライブビジョンのサービスを行っております。

9月に入り、朝夕も涼しく過ごしやすくなった一方で、本格的な台風シーズンに突入しております。本町の災害情報が自動的に入りますので、町民の皆様方にぜひご利用いただけたら幸いに思います。

以上、簡単でございますけれども、令和5年東洋町議会第3回定例会の行政報告とさせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

(福島 登 議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、1番大坪千倫君、並びに2番廣田斎史君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高畠議会運営委員長。

議長

議会運営委員会委員長

(高畠 俊彦 議会運営委員長)

皆様、おはようございます。

令和5年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。

9月4日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日7日から9月13日、水曜日までの7日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け本日7日の本会議散会后から議案審査のため休会、13日に再開し審議採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし質問全体で質問時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間内に含めることとする。

議案質疑の通告期限は、8日金曜日正午まで一般質問の通告期限は、7日木曜日午後5時までとする。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(福島 登 議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり本定例会の会期は、本日から9月13日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月13日までの7日間と決定しました。

日程第3、認定第1号、令和4年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定の件から、日程第11、認定第9号、令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

直ちに、提出者の説明を求めます。

長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

それでは、議案提案理由説明書の1ページからよろしく願いをいたします。

認定第1号、令和4年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。令和5年9月7日提出でございます。

続いて2ページをごらんください。認定第2号令和4年度東

町長

洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。令和5年9月7日提出でございます。

続いて、認定第3号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。令和5年9月7日提出でございます。

4ページをお開けください。認定第4号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。令和5年9月7日提出でございます。

続いて、認定第5号令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。令和5年9月7日提出でございます。

続いて6ページをお開きください。認定第6号、令和4年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。令和5年9月7日提出でございます。

続いて、認定第7号、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。令和5年9月7日提出でございます。



8 ページをお開きください。認定第 8 号、令和 4 年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。令和 5 年 9 月 7 日提出でございます。

続いて認定第 9 号、令和 4 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。令和 5 年 9 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます

認定第 1 号から認定第 9 号につきましては、一括してご報告を申し上げます。

一般会計では、収入済額は、33 億 9 千 7 3 3 万 4 千円、支出済額は、32 億 1 千 3 4 5 万 9 千円、歳入歳出差引、1 億 8 千 3 8 7 万 5 千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は、4 千 1 8 2 万 8 千円、支出済額は、1 億 6 千 3 6 5 万 7 千円、歳入歳出差引、1 億 2 千 1 8 2 万 9 千円の赤字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計では、収入済額は、5 億 2 千 8 0 万 8 千円、支出済額は、5 億 2 千 4 6 万 6 千円、歳入歳出差引、3 4 万 2 千円の黒字となっております。

次に、介護保険事業特別会計では、収入済額は、5 億 9 千 3 2 4 万円、支出済額は、5 億 7 千 1 8 5 万 7 千円、歳入歳出差引、2 千 1 3 8 万 3 千円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業特別会計では、収入済額は、1 千 2

33万8千708円、支出済額は、1千233万8千194円、歳入歳出差引、514円の黒字となっております。

次に、下水道事業特別会計では、収入済額は、1億3千74万円、支出済額は、1億3千47万4千円、歳入歳出差引、26万6千円の黒字となっております。

次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は、1億2千601万9千円、支出済額は、1億2千580万4千円、歳入歳出差引、21万5千円の黒字となっております。

次に、観光施設事業特別会計では、収入済額は、7千622万6千円、支出済額は、7千130万7千円、歳入歳出差引、491万8千円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額は、4千705万9千円、支出済額は、4千629万3千円、歳入歳出差引、76万6千円の黒字となっております。

最後に、東洋町全会計では、収入済額は、49億4千559万7千円、支出済額は、48億5千565万8千円、歳入歳出差引、8千993万8千円の黒字となっております。

また、令和4年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付しておりまして、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況については、決算書の405ページから409ページまで掲載しております。

なお、決算の内容につきましては、会計管理者が説明を致します。以上ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

会計管理者

近藤会計管理者。

(近藤 真人 会計管理者)

おはようございます。

それでは私から、令和4年度東洋町決算報告資料にて、決算のご説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。

はじめにお断りとして、この資料において、ページ参照と記載しているものにつきましては、この資料のグラフ、表並びに決算書に掲載しておりますので、説明時もしくは後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

それと、決算額につきまして、円単位まで記載しておりますが、このご説明では、千円未満は省略させていただきます。ご了承下さい。

それでは、令和4年度東洋町歳入歳出決算、1. 決算全体の状況についてご説明させていただきます。

①収入額全体は、49億4559万7千円で、前年度比では、5億964万6千円の減額、率にしますと9.34%減となっております。

うち、一般会計の収入額は、33億9733万4千円で、前年度比では、6億377万4千円の減額、率にしますと15.09パーセント減となっております。

次に、特別会計全体の収入額は、15億4826万2千円で、前年度比では、9412万7千円の増額、率にしますと6.47%増となっております。

つづきまして、②支出額全体は、48億5565万8千円で、前年度比では、5億54万3千円の減額、率にしますと9.3

5%減となっております。うち、一般会計の支出額は、32億1345万9千円で、前年度比では、5億7827万3千円の減額、率にしますと15.25%減となっております。

次に、特別会計全体の支出額は、16億4219万9千円で、前年度比では、7772万9千円の増額、率にしますと4.97%増となっております。

つづきまして、③全会計の翌年度繰越金は、3億9890万2千円で、前年度比では、1億826万1千円の増額、率にしますと37.25%増となっております。主な増額要因につきましては、甲浦公民館耐震補強改修事業でございます。

つづきまして、④歳入歳出差引額は、8993万8千円で、うち、一般会計歳入歳出差引額は、1億8387万5千円でございます。

2ページをご覧ください。

⑤令和4年度経常収支比率でございます。

人件費、扶助費などの経常的経費、それと町税、普通交付税などの経常的収入との比率で表す経常収支比率について、令和4年度の決算においては、令和3年度の86.5%から94.7%と8.2ポイント増加しております。これは、前年度と比較して、維持補修費を除く科目で増加しております。

つづきまして、⑥令和4年度実質公債比率でございます。3ヶ年平均でみる、実質公債費比率においては、令和3年度12.2%から11.8%と0.4ポイント減少しております。これは、国からの地方交付税 増加によるものであります。

6ページをご覧ください。

2. 一般会計決算の状況についてでございます。

①令和4年度一般会計決算額を令和3年度と比較すると、収入済は、6億377万4千円の減額、支出済は、5億7827万3千円の減額となっております。

令和4年度の主な事業でございます。

この主な事業の掲載については、各科目ごとに列挙しておりますが、時間の都合上後ほどご覧いただき決算審査時にご説明ご質問を承りたいと思っておりますので、ここでは割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。

②歳入の状況でございます。ここでは、各科目ごとに前年度と比較して増減をお示ししており、また増減額の右側にカッコ書きで記載しております内容については、前年度と比較してその主な要因を記載しております。ここでの説明は、主なもののみご説明いたしますのでご了承下さい。

まず、その下段にございます国庫支出金は、1億308万円の減額、町債は、5億3882万1千円の減額で、いずれも前年度の事業によるものでございます。

差引6億377万4千円減少しております。

11ページをご覧下さい。

③令和4年度の町債でございます。

町債は、総額2億6890万7千円で、その内訳は主に、安芸メルトセンター改修負担金8220万円、野根海岸の河川海岸高潮対策事業2790万円となっております。

12ページをご覧ください。

④歳出の状況でございます。

歳出増減の内容については、各科目の増減額及び主な内訳の

み説明致します。

まず、議会費、4146万8千円で、前年度との比較では、95万8千円増加しております。

次に、総務費、総額は、9億508万5千円で前年度との比較では、4億4840万円の減額でございます。

主な内訳は、総務管理費 ▲4億5764万円で、前年度の甲浦集落活動センターなご建設事業でございます。

次に、民生費、総額は、6億8332万5千円で、前年度との比較では、504万1千円の増額でございます。

主な内訳は、老人福祉費1324万9千円で、介護保険特別会計繰出金でございます。

13ページに続きます。

次に、衛生費、総額は、3億611万3千円で、前年度との比較では、8765万5千円の増額でございます。

主な内訳は、清掃費9557万2千円で安芸広域市町村圏事務組合負担金でございます。

次に、農林水産業費総額は、1億825万8千円で前年度との比較では、5165万5千円の減額でございます。

主な内訳は、林業費▲5628万9千円で、前年度の林道工事費でございます。

次に、商工費、総額は、4085万円で前年度との比較では、813万8千円の減額でございます。

次に、土木費、総額は、2億7021万8千円で前年度との比較では、8536万5千円の減額でございます。

主な内訳は、道路橋梁費▲6198万1千円で、前年度の町道法面对策事業でございます。

14ページに続きます。

次に、消防費、総額は、2億2640万8千円で前年度との比較では、3045万円の減額でございます。

主な内訳は、前年度の消防施設整備基金積立金でございます。

次に、教育費、総額は、1億6019万円で前年度との比較では、3825万5千円の減額でございます。

主な内訳は、教育総務費▲3237万3千円で前年度の体育館改修事業でございます。

次に、災害復旧費、総額は、2460万9千円で前年度との比較では、3685万8千円の減額でございます。

主な内訳は、公共土木施設災害復旧費▲3976万9千円で、前年度の町道災害復旧事業でございます。

15ページに続きます。

次に、公債費、総額は、4億4692万8千円で前年度との比較では、1091万9千円の増額でございます。

つづきまして、⑤基金の状況でございます。

令和5年3月31日現在、基金の現金・有価証券の主な残高は、財政調整基金1億7680万円、施設整備基金2億9342万9千円、減債基金1億2151万5千円、地域福祉基金4660万6千円、ふるさとづくり基金1億7247万7千円、防災対策加速化基金7044万円、森林環境譲与税基金1695万3千円などで、合計10億2879万7千円、前年度比では、2億4515万3千円増加しております。

16ページをご覧ください。

また、国保財政調整基金、介護給付費準備基金、奨学基金、土地開発基金、国民健康保険高額療養費貸付基金の状況は、決

算書の267ページ、303ページ、406ページから409ページを後ほどご参照願います。

⑥町債の状況でございます。

令和4年度末の町債の主な残高は、公共事業等債2億590万8千円、緊急防災、減災事業債8億4877万3千円、過疎対策事業債19億6833万1千円、臨時財政対策債8億9449万6千円などで総額43億1809万2千円の残高、前年度比では、1億6212万3千円減少しております。

25ページをご覧ください。

3. 特別会計決算の状況でございます。

特別会計全体の決算額については、収入済では、15億4826万2千円前年度比では9412万7千円の増額、率にしますと6.47%増となっております。

次に、支出済では、16億4219万9千円で前年度比では、7772万9千円の増額、率にしますと4.97%増となっております。

つづきまして、各特別会計でございます。

①住宅新築資金等貸付事業特別会計については、収入済額では、4182万8千円、前年度比では、1441万8千円の増額、率にしますと52.60%増となっております。これは、県補助金が増加したことによるものでございます。

次に支出済額では、1億6365万7千円で、前年度比では、2529万円の減額、率にしますと13.38%減となっております。

歳入歳出差引では、▲1億2182万9千円の赤字決算となっております。



次に、②国民健康保険事業特別会計について、収入済額では、5億2080万8千円で、前年度比では、4984万8千円の増額、率にしますと10.58%増となっております

次に、支出済額では、5億2046万6千円で前年度比では、4986万5千円の増額、率にしますと10.60%増となっております。

歳入歳出差引では、34万2千円の黒字決算となっております。

26ページをご覧ください。

次に、③介護保険事業特別会計について、収入済額では、5億9325万円で前年度比では、1196万1千円の増額、率にしますと2.06%増となっております。

次に、支出済額では、5億7185万7千円で前年度比では、4004万4千円の増額、率にしますと7.53%増となっております。

歳入歳出差引では、2138万3千円の黒字決算となっております。

次に、④介護サービス事業特別会計について、収入済額では、1233万8千円で、前年度比では、16万9千円の減額、率にしますと1.35%減となっております。

次に、支出済額では、1233万8千円で前年度比では、16万9千円の減額、率にしますと1.36%減となっております

歳入歳出差引では、514円の黒字決算となっております。

次に、⑤下水道事業特別会計について、収入済額では、1億3074万円で前年度比では、987万1千円の増額、率にし

ますと8.17%増となっております。

次に、支出済額では、1億3047万4千円で前年度比では、981万3千円の増額、率にしますと8.13%増となっております

歳入歳出差引では、26万6千円の黒字決算となっております。

27ページに続きます。

次に、⑥簡易水道事業特別会計について収入済額では、1億2601万9千円で前年度比では、781万7千円の減額、率にしますと5.84%減となっております。

次に、支出済額では1億2580万4千円で前年度比では、751万円の減額、率にしますと5.63%減となっております。

歳入歳出差引では、21万5千円の黒字決算となっております。

次に、⑦観光施設事業特別会計について、収入済額では、7622万6千円で前年度比では、1511万7千円の増額、率にしますと24.74%増となっております。

次に支出済額では、7130万7千円で前年度比では、1040万5千円の増額、率にしますと17.09%増となっております。

これは、海の駅事業収入の増加によるものでございます。

歳入歳出差引では、491万8千円の黒字決算となっております。

28ページをご覧ください。

最後に、⑧後期高齢者医療保険事業特別会計について、収入

議長

済額では、4705万9千円で前年度比では、89万7千円の増額、率にしますと1.94%増となっております。

支出済額では、4629万3千円で前年度比では、57万1千円の増額、率にしますと1.2%増となっております。

歳入歳出差引では、76万6千円の黒字決算となっております。

以上でございます。なお、グラフ及び表につきましては、後ほどご参照下さい。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(福島 登 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明は、すべて終わりました。

ここでお諮りします。

認定第1号、令和4年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置しこれに付託して審査することに決定をしました。

暫時、休憩します。

(休憩時間：9時47分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：9時49分)

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番、大坪千倫君、2番、廣田齋史君、3番、安岡良仁君、4番、高畠俊彦君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をいたします。

また、正副委員長がおりませんので議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書

に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで、20分間休憩します。再開は10時10分です。

(休憩時間：9時50分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時10分)

初めに訂正があります。

決算審査特別委員会の委員の数ですが、議長を除く7人と申し上げましたが、正確には8人に訂正をよろしくお願ひします。

それに伴いまして構成委員のこの表を差し替えております。それと構成委員の中に、5番、武山祐一君を新たに入れたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

皆さんよろしゅうございますか。

(自席より、はいとの声あり)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告をいたします。

委員長に安岡良仁君、副委員長に廣田齋史君以上であります。

日程第12、議案第31号、令和5年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件から、日程第17、議案第36号、高知県広域食肉センター事務組合解散に伴う事務承継についてまでの6件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

町長

直ちに、提出者の説明を求めます。

長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書の11ページをお開きください。

議案第31号、令和5年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和5年9月7日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ9千681万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2千596万3千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、寄附金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では、川口地区集会所屋根瓦修繕料、参議院議員選挙費、林道相間線改良工事費、水産基盤ストックマネジメント事業負担金、空き家改修補助金、東洋町防災拠点施設貯水槽設置工事設計委託料、学校給食材料費などを計上しております。

なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

12ページをお開きください。議案第32号令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年9月7日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2千217万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7千978万1千円とするものでございます。

歳入では、県支出金、繰越金を計上しております。

歳出では、介護給付費還付金、介護給付費準備基金積立金を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

議案第33号令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和5年9月7日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ128万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千552万8千円とするものでございます。

歳入では、諸収入を計上しております。

歳出では、海部野根道路用地内水道施設解体工事費を計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明を致します。

続いて14ページをお開きください

議案第34号、甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めます。令和5年9月7日提出でございます。

提案理由でございます。令和4年12月9日に議会の議決を得て締結しました甲浦地区公民館耐震補強改修工事につきましては、契約金額を増額する必要が生じたため議会の議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、教育次長が説明を致します。

16ページをお開きください。

議案第35号、高知県広域食肉センター事務組合の解散について、地方自治法第288条の規定に基づき、令和6年2月29日をもって高知県広域食肉センター事務組合を解散することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。令和5年9月7日提出でございます。

続いて議案第36号、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について、高知県広域食肉センター事務組合規約第14条の規定に基づき関係市町村と協議の上、別紙2のとおり定めることについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めます。令和5年9月7日提出でございます。

提案理由でございます。議案第35号及び議案第36号につきましては、関連がございますので、一括してご説明いたします。令和5年4月より高知県食肉センター株式会社が新食肉センターにおいて、と畜事業を開始しました。高知県広域食肉センター事務組合から新食肉センターへと切れ目のない事業継続と切替えがなされたため、令和6年2月29日をもって解散し、事務については、高知市が承継するものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明を致します。

以上ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)



	<p>おはようございます。</p> <p>議案第31号、令和5年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ9681万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2596万3千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長兼地域包括センター事務局長。</p>
住民課長兼地域包括センター事務局長	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>議案第32号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお開きください。</p> <p>補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2217万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億7978万1千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>

産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>それでは私の方から、議案第33号、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128万9千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2552万8千円とするものです。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡教育次長。</p>
教育次長	<p>(田岡 いずみ 教育次長)</p> <p>私から議案第34号甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。</p> <p>議案提案理由説明書の15ページをお願いします。</p> <p>甲浦公民館につきましては、令和4年12月9日に株式会社岸之上工務店と契約締結を行い現在改修を行っております。</p> <p>今回の変更仮契約では2千13万円増額となっており当初契約金額2億3617万円と併せると変更後の金額は2億5630万円となります。</p> <p>増額の主な要因につきましては、改修の段階で足場を組み外壁の確認を詳細に行ったところクラックひび割れですが当初見込みより多く発見されたこと、同じく足場を組み窓ガラスの</p>

ガラスシートの剥がれなどが確認をされました。

また、今回の改修工事に合わせて老朽化をしていた消防設備の改修を行う予定です。

工期につきましては予定どおり令和5年10月31日までとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

それでは私から、議案第35号、高知県広域食肉センター事務組合の解散についてご説明をいたします。

議案関係資料をお願いいたします。

右肩の方にA4縦とじの右肩に議案第35号36号関係資料という資料です。

この資料は高知県広域食肉センター事務組合同規約と解散事業に係る想定スケジュールの資料となっております。

高知県食肉センター株式会社が主体となって建設をしました、新食肉センターは令和5年3月に完成しまして、4月からはと畜事業が、開始されております。

また高知県広域食肉センター事務組合につきましては、新食肉センターの稼働開始、及び旧食肉センターの施設の解体工事の完了によりまして、当組合の設立目的が達成されたため、解散に向けた手続きを進めていくものでありまして、議案関係資

料の 3 ページになります。

第 1 2 条に規定されている通り、組合を存続する必要がなくなった場合は、関係市町村が議会の議決を経て、する協議により組合を解散することができる」と規定をされております。

よって地方自治法第 2 8 8 条の規定に基づき、令和 6 年 2 月 2 9 日をもって、当組合を解散し、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案第 3 6 号、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてご説明をいたします。

こちら議案提案理由説明書の 2 0 ページをお開きください。

高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継に関する協議書でございます。

この内容は議会議決後に、構成市町村による協議書となるものでございます。

当組合が解散した場合は直ちに法人格を失い、解散後の清算事務等を行うことができないことから、事務の承継先を決定する必要があります。

議案関係資料の恐れ入ります議案関係資料の 3 ページになります。

第 1 4 条の通り、組合の解散に伴い、事務を承継する市町村の決定については、関係市町村が議会の議決を経てする協議をもって定めると規定しております。

よって、同条の規定に基づきまして、議案提案理由

説明書の 2 1 ページを、2 1 ページの協議書 1 の通り、高知市が承継するとしております。

現在高知市に事務局が設置されておりました、関係事務を担

<p>議長</p>	<p>っていることや、解散後の決算審査事務等を考慮しまして、高知市への承継が合理的であると判断をいたしているところでございます。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。</p> <p>ここで休憩します。</p> <p>再開は11時10分です。</p> <p>(休憩時間：10時58分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開時間：11時10分)</p> <p>休憩時間みんな守ってくださいよ。</p> <p>よろしくお願ひをいたします。</p> <p>近藤会計管理者から資料の訂正があるということです。</p> <p>近藤会計管理者。</p>
<p>会計管理者</p>	<p>(近藤 真人 会計管理者)</p> <p>すいません資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>東洋町決算報告資料の13ページになります。中段の農林水産業費の差し引き、マイナス5165万5520円増加となっておりますが、この三角のマイナスを削除と、あと増加を減少と。訂正をお願いいたします。</p>

議長	<p>農林水産業費の差し引きの部分です。下線部。13ページです。</p> <p>(議員自席より、複数人発言あり)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>近藤君、近藤君、もう1回、最初からもう1回説明してください。</p>
会計管理者	<p>(近藤 真人 会計管理者)</p> <p>東洋町決算報告資料の13ページ。農林水産業費の下線部、差し引き、一番下、農林水産業の最後の行です。差し引きに三角を削除、増加を減少、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。</p>
議会	<p>(福島 登 議長)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はい、との声あり)</p> <p>それでは会議を再開します。</p> <p>日程第18、同意第4号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに提出者の説明を求めます。</p> <p>長崎町長。</p>

町長

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書の22ページをお開きください。

同意第4号東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。令和5年9月7日提出でございます。

住所は東洋町大字河内24番地57。氏名は高松健太郎氏、でございます。生年月日は昭和51年8月16日生まれの満47歳でございます。

任期は令和5年11月21日から令和9年11月20日までの4年間としております。

提案理由でございます。令和5年11月20日をもって、教育委員会委員の市原明氏が任期満了となります。

新たに高松健太郎氏を任命したいと存じます。

なお、経歴書を添付しておりますのでよろしく願いをいたします。

以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(議員側自席より、議長ちよっとの発言あり)

議長

(福島 登 議長)

何ですか。

(議員側自席より、提案というたらいかんか。我々はこの人は全然知らない人なんですよ、顔も名前も。こういう人の賛否を出せというのは我々困る、これは。それやったら写真入れる

なり、との発言あり)

田島さん、もう自席からの発言はもうそれでやめてください。

(議員側自席より、どうしてとの発言あり)

いやもうそれはもうやめてください。

(議員側自席より、判断できますかとの発言あり)

判断は皆さんがやります。

このまま進めます。

よろしいですか。

提出者の説明は終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決すること  
にご異議ありませんか。

(なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより同意第4号、東洋町教育委員会の委員の任命につき  
同意を求めることについての件を採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

会場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番廣  
田齋史君並びに、3番安岡良仁君を指名します。



投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により否とみなすこととなっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

(議員側自席より、棄権しますとの声あり)

はい。

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

2番、廣田斎史君、並びに3番、安岡良仁君、立会いをお願いします。

投票結果の報告をいたします。

投票総数6票、棄権1、うち有効投票6票。

無効投票1票であります。

有効投票中賛成5票、反対0票。

以上のおりであります。

よって、同意第4号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

会場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

(議員側自席より、議長、6やろとの声あり)

5です。棄権がありました。

(議員側自席より、1、2、3、4。反対何票との発言あり)

(議員側自席より、白票・・・との発言あり)

(議員側自席より、6票との発言あり)

(議員側自席より、白票かなんかあるんとの発言あり)

(議員自席より、複数人発言あり)

言いましたけど。1票。

(議員側自席より、いやいや、それは棄権やないかとの発言あり)

いや、もうそれも、無効も述べました。述べました。

あの、もう一度言いましょうか。かまいませんか。

(議員側自席より、白票入れたらなんぼになるで、投票はとの発言あり)

もう一回言いましょうか。

そしたらもう一度皆さん、結果の報告をします。

投票総数が6票。棄権された方が1つ。有効投票が6票。無効票が1票。

有効投票中、賛成が5票。反対0票であります。

よって、同意第4号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

会場の閉鎖を解きます。

よろしゅうございますか。

(議員側自席より、はいとの声あり)

(投票結果について確認)

(自席より、複数人発言あり)

皆さん少しお待ち下さい。

休憩します。

(休憩時間：11時22分)

お待たせしました。休憩前に引き続き会議を始めます。

(再開時間：11時58分)

先ほどの投票結果について、改めて発表いたします。

よろしいですか。報告いたします。

投票総数7、うち有効投票6、無効投票1。

	<p>有効投票中、賛成 5、反対 1 です。</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>よって、同意第 4 号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。</p> <p>ここで、お諮りします。</p> <p>もうお昼になりましたが、このまま続けていきたいと思いますが、続けることに賛成の諸君の挙手を願います。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>続けます。</p> <p>日程第 19、報告第 4 号、令和 4 年度財政の健全化判断比率等の報告についての、報告を求めます。</p> <p>長崎町長。</p> <p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>議案提案理由説明書の 24 ページを。</p>
町長	<p>(チャイムが鳴る)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>少し待って下さい。</p> <p>どうぞ。</p> <p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>報告第 4 号、令和 4 年度財政の健全化判断比率等の報告について地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、ご報告を申し上げます。</p> <p>毎年度、健全化判断比率等を監査委員の監査に付して議会に報告していただければならない指標について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましてはともに該当はございません。</p> <p>実質公債費比率 11.8%。将来負担比率 48%。資金不足</p>

議長

比率は該当ございません。  
以上の通りでございます。  
よろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。  
ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、13日午前9時から再開したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次の議会放送は13日、午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了致します。

どうもお疲れさまでございました。

(散会時間：12時1分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員